

さくら市農業委員会総会議事録（平成27年7月定例総会）

1. 開催日時 平成27年7月27日（月）午後2時00分から午後2時50分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎第1・2会議室

3. 出席委員（29人）

会長	25番	田代 修一
会長職務代理者	30番	山崎 國一
委員	1番	薄井千恵子
	2番	小菅 和彦
	3番	中山 隆
	5番	齋藤 敏一
	6番	平山 光邦
	7番	野上 春夫
	8番	田代 純一
	9番	齋藤 克之
	10番	鈴木 有一
	11番	小竹 勝
	12番	肥後 太一
	13番	石塚 信行
	14番	手塚 栄一
	15番	舟本 幸美
	16番	門前 義夫
	17番	大塚 明美
	18番	渡辺 一郎
	20番	谷田 年美
	21番	穴戸 孝男
	22番	手塚 靖博
	23番	池田 一孔
	24番	落合千枝子
	26番	福田 正和
	27番	佐藤 利通
	28番	石田多美子
	29番	小林 功
	31番	大木 忠一

4. 欠席委員（1人）

19番 大森 勝雄

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 1号 非農地証明願について

議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 5号 農用地利用集積計画の決定について

第3 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 碓氷 正一

農地調整係長 野崎 憲作

主査 柴山 雅子

8. 会議の概要

事務局	碓氷	定刻になりました。出席委員29名、欠席委員は19番 大森勝雄委員の1名であり、定足数に達しており総会は成立いたしますので、まず、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。
会長	田代	みなさん、こんにちは。 こここのところ大変な猛暑が続いており、今日はまた一段と熱くなるということということで健康管理には十分注意していただきたいと思います。またこの間の研修会は大変ご苦労様でした。内容が盛りだくさん過ぎて理解することが中々難しいとは思いますが、内容を精査していただいて説明していただければよかったのかなと考えます。そのようなことをアンケートに書いていただければ次の機会に生かしてもらえるのかと思います。「あねさん工房」のオープンファームということで、参加させていただきましたが、6次化産業ということで取り組んでおり、実際に地元の物を加工して販売するというのは大変なのですということをお聞きしましたが、実際携わっている人でないと、大変さがわからないということをお伺ってきました。これについては女性農業委員より報告があるとは思いますが、その点をみなさまにもお聞きいただきたいと思います。またTPP問題が重大な局面を迎えていると報道されており、今日の新聞で目についたのが米のことですが、日本人が一生懸命に作った米は家畜のえさになって、日本人が食べる米は外国から買ったものを食べるのかということがあったのです

		が、昔は家畜のえさなどとは考えてもみななかったわけですが、現在はもう少し柔軟に考えていかなくてはならないと思います。日本人が作った物は日本で食べてもらうようにということだったらしいですが、交渉の過程で漏れ聞こえてくるというのは話し合いがけっこう進んでいるのかなとは感じますが、これからも注意していきたいと思っております。 それでは、ただいまからさくら市農業委員会 7 月定例総会を開催いたします。
事務局	碓氷	それでは、さくら市農業委員会総会規則第 5 条の規定により、「会長が議長となり、議事を整理する。」とありますので、会長に議事の進行をお願いいたします。
議長	田代	それでは、会議に先立ちまして本日午前 10 時より書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。 第 1 調査会の委員長からお願いいたします。
15 番	舟本	本日午前 10 時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第 3 号が 1 件、議案第 4 号が 2 件の合計 3 件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	田代	次に第 2 調査会委員長の報告を求めます。
12 番	肥後	本日午前 10 時より 1 名欠席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第 1 号が 1 件、第 3 号が 1 件、第 4 号が 2 件の合計 4 件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	田代	次に第 3 調査会委員長の報告を求めます。
18 番	渡辺	本日は、調査会の案件はありませんでした。したがって、会議は開催しませんでしたので報告いたします。
議長	田代	次に第 4 調査会委員長の報告を求めます。
3 番	中山	本日午前 10 時より 1 名欠席のもと調査会を開催しました。ただし、案件としましてはありませんでしたので、総会の中で審議したいと思います。

議長	田代	それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。 30番の山崎國一委員、31番の大木忠一委員を指名いたします。 それでは議事に入ります。
24番	落合	議案第1号番号1番につきましては、当事者であるため退席いたします。
議長	田代	農業委員会等に関する法律第24条の規定により、24番 落合委員の退席を許可します。 【24番 落合委員退席】
議長	田代	議案第1号「非農地証明願いについて」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第1号番号1番について、朗読して説明する。 なお、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
12番	肥後	案内図1-1をご覧ください。（申請地の場所を説明する。） 申請地は現在、〇〇さんの建物が建っております。またこの申請地は△△さんになっています。〇〇さんは△△さんの姉の嫁ぎ先であります。その嫁ぎ先で家を建てる時に△△さんのお父さんが△△さん名義で購入しました。住宅を建てる時に母屋部分の土地は〇〇さんに名義変更したのですが、申請地は名義変更されず△△さんのまま残ってしまったものです。昭和57年に住宅を建築したときに今回の申請地にも納屋を建てたものです。評価証明書にも記載されており△△さんが税金を納めております。そのようなことで今回非農地証明願いを出されたものです。問題はないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。

		議案第 1 号番号 1 番について承認される方、挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手で、議案第 1 号番号 1 番は原案どおり承認されました。
		【24 番 落合委員着席】
議長	田代	議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、取り下げとなっておりますので、議案第 3 号に進みます。 議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題に供し、番号 1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第 3 号番号 1 番について、朗読して説明する。 なお、農地区分は、農地の集团的広がり約 0.3ha で農業公共投資の対象となっていない土地ですので第 2 種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
5 番	齋藤	案内図 3－1 をご覧ください。（申請地の場所を説明する。） この案件は 1 月の定例総会において農振除外として承認されたものです。転用行為の必要性、現況は畑として利用しているが、他の農地と比較してこの土地は小さく、離れているため営農には手間がかかり、また高齢のため今後の耕作にも不安があるということです。土地の選定理由、所有地は農用地のみであり、申請地は 1 ケ所だけ孤立しており、耕作には手間がかかります。また隣接地で太陽光発電事業を行っているため、電線等の設備も整っており営農よりも収益性のある太陽光発電事業を行うことにしたものです。土地利用計画、太陽光パネル 234 枚を設置し、発電量 49.5KW、年間発電量 72,603KWh を確保するものです。雨水は敷地内浸透とします。資金計画、事業費として自己資金 830 万円と借入が 1,500 万円の計 2,330 万円で残高証明と融資証明が添付されております。周辺農地への影響ですが、西側は既存の太陽光発電事業地、東側は住宅、北側は農地、南側は道路であります。午前中の審査会においても問題はないと意見の一致をみております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。

		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第3号番号1番について、承認される方の挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第3号番号1番は原案どおり承認されました。 続きまして議案第3号番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第3号番号2番について、朗読して説明する。 なお、農地区分は、農地の集団的広がり 0.40 m²で、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、「周辺に居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるもの」ですので、代替性の確認は不要であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明を願います。
21番	宍戸	案内図3-2をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 転用行為の必要性ということで、平成19年に1486-1の開発に伴いまして道路の形状を整えるために1486-1を分筆して申請地である1486-17、面積で0.40 m²が出来たものです。その後、青地の払い下げや分筆等を行った結果、1486-17のみが取り残され、転用許可を得ないまま使用し続けてしまったことから、これを是正するために今回の申請に至ったものです。なお、現況は共同住宅の駐車場の一部になっており始末書が添付されております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので採決に入ります。 議案第3号番号2番について承認される方、挙手を願います。
		【全員挙手】

議長	田代	全員挙手ですので、議案第 3 号番号 2 番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題に供し、番号 1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第 4 号番号 1 番について、朗読して説明する。 なお、農地区分は、農地の集团的広がり約 2ha で農業公共投資の対象となっていない土地ですので第 2 種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
9 番	齋藤	案内図 4－1 をご覧ください。（申請地の場所を説明する。） 本申請は株式会社〇〇が地上権設定により、太陽光発電設備に転用する案件です。株式会社〇〇は高根沢町に本社を置く資本金 1,600 万円の法人であります。申請地は、面積及び周辺の環境を考えますと適地であり、所有者である譲渡人の承諾が得られたため今回の申請に至ったものです。土地の利用計画、申請地に太陽光パネル 4,704 枚を設置し、発電量 660KW、年間発電量 785,888KWh を確保しようとするものです。雨水は敷地内浸透で、その他取水排水はありません。資金計画については、総事業費は 241,683,656 円で、その内本体部分については〇〇株式会社からのリース契約による 232,000,000 円、残り 9,683,656 円が自己資金で残高証明書が添付されております。周辺農地への影響ですが、規模が大きいために排水の心配がありましたが、第 3 調査会において特に問題はないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 4 番号 1 番について承認される方の挙手をお願いします。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第 4 番号 1 番は原案通り決定いたしました。続きまして、議案第 4 号番号 2 番について事務局の説明を求めます。

事務局	柴山	議案第４号２番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、区画整理地域内にありますので、第３種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
２６番	福田	案内図４－２をご覧ください。（申請地の場所を説明する。） 申請地は市道に接続しているため、譲渡人、つまり譲受人の母親が居宅敷地に乗入れするために一部を利用していました。また、譲受人である〇〇さんが隣接地の転用許可を得て、住宅を建築しましたが徐々に駐車スペース及び庭として申請地の利用を広げてしまったものです。この状況を是正するとともに申請地を住宅敷地として一体的に利用するために本申請に至ったものです。資金計画として、事業費３００万円で融資証明書が添付されております。周辺農地への影響ですが、周囲の概ね３方は宅地・道路で、東・西側の一部及び南側は申請人所有の農地のため、影響等はないと考えます。また始末書が添付されております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第４番号２番について承認される方の挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第４番号２番は原案通り承認されました。 続きまして、議案第４番号３番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第４号３番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、区画整理地域内にありますので、第３種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
２９番	小林	案内図４－３をご覧ください。（申請地の場所を説明する。） 申請地は上阿久津台地土地区画整理事業地内にあります。譲受人は家族

		4人で高根沢町の賃貸住宅に住んでおります。仕事や生活が安定してきたということで、自己所有の住宅を建築したいと考えておりました。申請地は、住宅地として開発している場所で安心して生活できると考えて今回の申請に至ったものです。資金計画は全額銀行からの融資を受けるということで融資証明書が添付されております。また周囲には農地がないので影響は無いと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第4号番号3番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第4号番号3番は原案通り承認されました。 続きまして、議案第4番号4番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第4号4番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、区画整理地域内でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明を願います。
29番	小林	案内図4-4をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 申請地は上阿久津台土地地区画整理事業地内であります。譲受人は現在、家族4人でさくら市草川に住んでおります。現在の住まいでは間取りが狭いということで、マイホームの必要性を感じて住宅を探しておりました。資金計画は全額銀行からの融資を受けるということで融資証明書が添付されております。また周囲には農地がないので影響は無いと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。

		議案第４号番号４番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第４号番号４番は、原案通り承認されました。 議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供し、事務局の説明を求めます。
事務局	野崎	この議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき市が定める農用地利用集積計画となります。 第１８条第１項に市町村は農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されておりますので今回の議案となっております。 平成２７年度第４号 公告予定年月日は平成２７年７月３１日です。 計画の内容としては、利用権設定については、再設定２件、面積 12,883 ㎡、新規３件、面積 22,491 ㎡、合計５件、面積 35,374 ㎡です。 (利用権新規設定分を朗読して説明) 続きまして、所有権の移転について説明させていただきます。 栃木県農業振興公社からの買受けが３件となっております。 (所有権移転分を朗読して説明) なお、１番の土地は、氏家新田地内、２番の土地は、柿木澤地内、３番の土地は、喜連川地内となっております。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第５号について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第５号は、原案通り承認されました。 報告第１号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」、報告第２号「農地法第３条の３第１項の規定による届出書について」はお目通し願います。 本日の議題はすべて終了しました。 以上を持ちまして、さくら市農業委員会７月定例総会を閉会いたします。

す。大変ご苦勞様でした。

(午後 2 時 5 0 分閉会)